

2017年

安全報告書



富士急行株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

富士急行では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈安全方針〉

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをします。
5. 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態（以下、事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

富士急行では、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表して参ります。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1)安全目標

平成 27 年度の有責事故 3 件に対し、平成 28 年度は有責事故 2 件と事故は 1 件減少しました。しかしながら、目標数値である「0」を達成するには至りませんでした。このため 29 年度は、「安全方針の浸透と定着」を継続し、あらゆる安全施策の取り組みを実施し有責事故「0」の実現を目指して参ります。

	平成 28 年度安全目標	実施結果度
重大事故	0 件	0 件
有責事故	0 件	2 件
車内人身事故	0 件	0 件

	平成 29 年度安全目標
重大事故	0 件
有責事故	0 件
車内人身事故	0 件

(2)安全重点施策（平成 29 年度）

事故「0」及び更なる輸送の安全の確保に向け、平成 29 年度は以下のとおり、安全重点施策を定め、全社一丸となって取り組んで参ります。

【安全重点施策】

- ① 危険を寄せ付けない確実な指差呼称の実施 “目と指と声と心で”
- ② 安心安全のための優しい運転の実施
- ③ 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築
- ④ 運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導
- ⑤ 職場の健康管理・労務管理の徹底
- ⑥ 安全確保のための安全装備の充実
- ⑦ 危機管理体制の構築

〈安全重点施策の具体的内容〉

①危険を寄せ付けない確実な指差呼称の実施 “目と指と声と心で”

- ・ 確実な指差呼称を徹底し、発車時・走行時の危険を回避するとともに、常に周囲を注視し、事故を起こさない強い意志を育成する。

②安心安全のための優しい運転の実施

- ・ 緩やかな発進と停止
- ・ 十分な車間距離
- ・ 左折時横断歩道前一時停止
- ・ 右折時最徐行
- ・ 4つのアナウンス「発車いたします」「はい、次停まります」「お待たせいたしました」「ありがとうございます」を遂行し、乗客、周囲への安全安心を提供する。

③乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築

- ・ ドライブレコーダー活用による情報共有や指導、また危険予知トレーニングの実施による運転士の危険回避意識を造成する。
- ・ 安全訓練車による継続的な運転特性の把握と指導による、運転士自身の運転の癖や特徴を理解させ安全運行意識を造成する。

④運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導

- ・ 安全に対する取組に、絶え間ない工夫と妥協のない指導を継続的に実施する。
- ・ 運行管理者研修により職務の習熟と危機管理能力の増進を図る。

⑤職場の健康管理・労務管理の徹底

- ・ 労務管理の徹底による過労運転防止を図る。
- ・ 乗務員の健康診断の確実な実施や、健康スクリーニング（S A S、脳ドッグなど）により、健康状態を把握し、健康起因による事故を防止する。
- ・ 社内コミュニケーションの成熟により、健康面、精神面の異常の早期発見と、活気ある職場づくりを行う。

⑥安全確保のための安全装備の充実

- ・ 最新安全設備への継続的投資と安全設備の研究・開発を推進する。

⑦危機管理体制の構築

- ・ 訓練・マニュアルの充実によるバスジャック、テロ、大規模災害時の対策を強化する。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条に該当する事故は発生しておりません。

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識をグループ全体で統一化しています。

(1) 会議

「富士急グループ安全会議」

毎月1回、富士急行の安全統括管理者が主催し、富士急グループ各社の経営トップの出席により、安全への取り組みについて報告や検討、共有を行います。

「統括運行管理者会議」

毎月1回、富士急行の交通事業部安全CS担当が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者の出席により、安全運行に係わる情報の共有、事故やヒヤリ・ハット情報の分析・対応などを行います。

「安全会議」

毎月1回、営業所長が主催し、「富士急グループ安全会議」「統括運行管理者会議」の議事に対応し、および営業所内での情報共有、また安全に係わる問題点等の改善に向けた話し合いを行います。

「安全衛生会議」

人事部長が主催し、産業医、交通事業部安全CS担当、営業所長、運行代表者の出席により職場の安全衛生について話し合いを行います。

「マネジメントレビュー合同会議」

毎年11月、富士急行社長、富士急グループ各社経営トップの出席により、運輸安全マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗状況の確認、および進捗状況を踏まえた、下期の取り組み等について検討します。

「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年3月、社長、安全統括管理者、交通事業部部長、営業所長、交通事業部安全CS担当等の出席により、運輸安全マネジメントの取り組み状況を踏まえ、次年度に向けての安全管理規程や安全方針の見直し、安全目標および安全重点施策の審議・決定を行います。

(2)設備投資等

- ・乗合小型バス2両、乗合中型バス2両、乗合大型バス2両、大型貸切バス2両を導入
- ・衝突防止補助システム「モービルアイ」を6両へ導入
- ・貸切車両（7両）へIP無線機を導入
- ・貸切車両（10両）へETC2.0車載器を更新
- ・貸切車両（10両）へデジタルタコグラフ（TTG-8000）を更新
- ・モバイル型アルコールチェッカー4台更新
- ・安全訓練車の導入

(3)安全運動等

- ・春の全国交通安全運動(4月)
- ・夏季輸送安全総点検(8月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)
- ・年末年始輸送安全総点検(12月・1月)
- ・社長および安全統括管理者による職場巡視
- ・営業所長による早朝点呼立会

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1)富士急グループのバス新採用乗務員を対象に、法令、車両構造、CS、運転技術等を教育する「新採用乗務員研修」を実施するとともに、フォロー研修や面談等を継続して行う育成プログラムにより、新人乗務員の技術向上に努めています。
- (2)事故惹起者を対象とした「事故惹起乗務員研修」を実施し、事故の分析や運転訓練などを通し、事故の再発防止に努めています。
- (3)最先端の「運転データ集録システム」を搭載した乗務員訓練専用車両「安全訓練用車」を導入し、運転時の走行データに基づき、バス運転士一人ひとりの運転特性を把握するとともに、より細やかで的確な安全運転指導を行っています。
- (4)自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (5)運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した安全運転教育を実施しているほか、冬山教育など個人や地域の特性に対応した研修を適時

実施しています。

- (6)交通事業部安全CS担当や幹部職員・運行管理者による街頭・添乗指導を行い、乗務員の安全運転への意識向上を図っています。
- (7)外部機関より講師を招き、安全マネジメントに関する講習を実施するなど、安全マネジメントの取り組み等の教育を行っています。
- (8)外部機関が開催する運行管理者講習や事故防止委員会といった講習や会議に積極的に参加し、他社との安全に関する情報交換等を行っています。

6. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

平成29年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性および有効性に問題となる事項はありません。

7. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

8. 輸送の安全に関する組織体制および式命令系統

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

9. 安全統括管理者

取締役副社長交通事業部長 堀内哲夫

以 上

富士急行株式会社 安全管理規定（バス）

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

（目的）

第一条 この安全管理規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に置いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 二 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 三 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- 四 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをします。
- 五 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼす

おそれがある事態（以下、事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。

六 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。

七 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。

年次目標は別途定める

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

（社内組織）

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
- 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を

管理する。

四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。

- 2 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
- 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当になったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引続き行うことが困難になったとき。
 - 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当の責務)

第十一条 安全・CS担当は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(人事部長の責務)

第十三条 人事部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(経営管理部長の責務)

第十四条 経営管理部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当り、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報〔ヒヤリハット等〕の共有及び伝達)

第十六条 安全統括管理者と営業所との間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニュアル別添

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び、社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十八条 交通事業部長は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜に実施しなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査

を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運送規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

- ・ 緊急時の報告連絡体制 …… 別添 No 1
- ・ 指揮命令系統 …… 別添 No 2

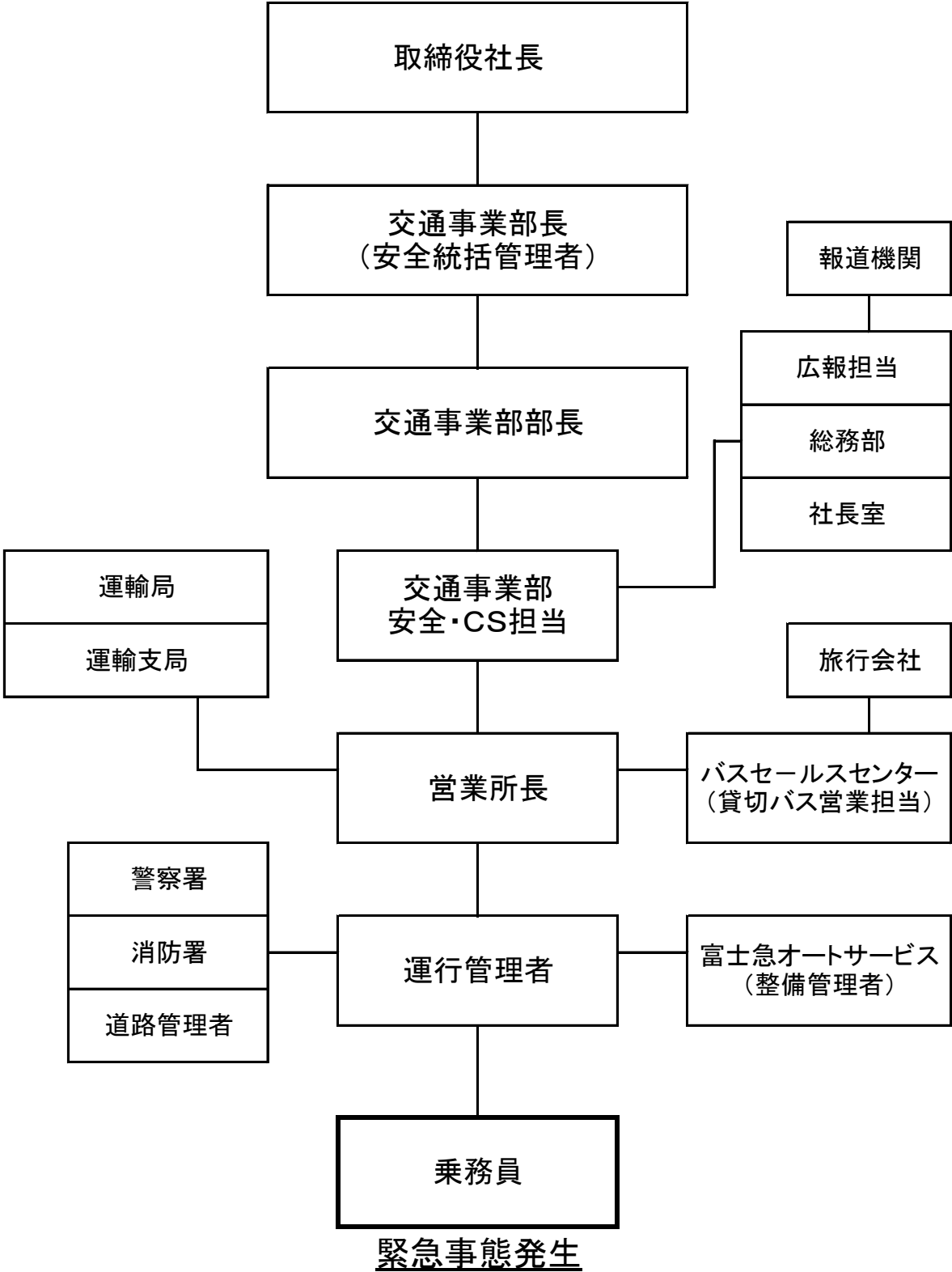
付則

- 1 本規定は、平成18年12月1日に制定
- 2 本規定は、平成22年11月8日に改定
- 3 本規定は、平成25年4月1日に改定
- 4 本規定は、平成27年4月17日に改定
- 5 本規定は、平成29年5月24日に改定

以 上

富士急行株式会社

緊急時の報告連絡体制



富士急行株式会社

指揮命令系統図

